

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成31年1月17日
【会社名】	株式会社ジーンテクノサイエンス
【英訳名】	Gene Techno Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 匡治
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
【電話番号】	011-876-9571(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 栄 靖雄
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
【電話番号】	011-876-9571(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 栄 靖雄
【縦覧に供する場所】	株式会社ジーンテクノサイエンス東京事務所 (東京都中央区日本橋二丁目10番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は平成31年1月17日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社セルテクノロジー（以下「セルテクノロジー」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。本株式交換の効力発生に伴い、セルテクノロジーは当社の特定子会社に該当することとなり、また、当社の親会社の異動も併せて生じますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・親会社及び特定子会社の異動に関する事項

1．親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容
(親会社でなくなるもの)

ノーリツ鋼機株式会社

名称	ノーリツ鋼機株式会社
住所	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
代表者の氏名	代表取締役社長CEO 岩切 隆吉
資本金の額	7,025百万円（平成30年9月30日現在）
事業の内容	ものづくり事業、ヘルスケア事業、創薬事業、シニア・ライフ事業及びアグリ・フード事業

ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社

名称	ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社
住所	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
代表者の氏名	代表社員 ノーリツ鋼機株式会社 職務執行者 深見 雄太
資本金の額	1百万円（平成30年9月30日現在）
事業の内容	資産の取得、所有及び売買

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合
(親会社でなくなるもの)

ノーリツ鋼機株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	94,718個（94,718個）	47.97%（47.97%）
異動後	94,718個（94,718個）	35.08%（35.08%）

ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	94,718個（ 個）	47.97%（ %）
異動後	94,718個（ 個）	35.08%（ %）

(注1) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、当社が平成30年11月7日に提出した「第19期第2四半期報告書」（以下「当社第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数（19,437,046株）に、新株予約権の行使により平成30年12月31日までに新規発行した株式数（312,200株）を加えた株式数（19,749,246株）に係る議決権の数（197,469個）を分母として計算しております。

(注2) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、当社第2四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数（19,437,046株）に、新株予約権の行使により平成30年12月31日までに新規発行した株式数（312,200株）及び本株式交換により新規発行する予定である株式数（7,250,740株）を加えた株式数（26,999,986株）に係る議決権の数（269,974個）を分母として計算しております。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

(注4) ()内は間接保有分を記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本株式交換の効力発生により、ノーリツ鋼機株式会社及びノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社が当社の親会社でなくなることによるものであります。

異動の年月日

平成31年4月1日（本株式交換の効力発生日）

2. 特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社セルテクノロジー
住所	東京都中央区銀座一丁目24番3号4階
代表者の氏名	代表取締役社長 大友 宏一
資本金の額	372百万円（平成30年5月31日現在）
事業の内容	再生医療事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前： 0個

異動後：普通株式 4,794,800個

A種優先株式 687,500個

総株主等の議決権に対する割合

異動前： 0%

異動後： 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：本株式交換によりセルテクノロジーは当社の子会社となる予定ですが、セルテクノロジーの資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日：平成31年4月1日（本株式交換の効力発生日）

・株式交換に関する事項

1. 本株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社セルテクノロジー
本店の所在地	東京都中央区銀座一丁目24番3号4階
代表者の氏名	代表取締役社長 大友 宏一
資本金の額	372百万円（平成30年5月31日現在）
純資産の額	169百万円（平成30年5月31日現在）
総資産の額	438百万円（平成30年5月31日現在）
事業の内容	再生医療事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成28年5月期	平成29年5月期	平成30年5月期
売上高(百万円)	31	138	178
営業利益又は営業損失() (百万円)	89	43	46
経常利益又は経常損失() (百万円)	89	42	46
当期純利益又は当期純損失 ()(百万円)	90	61	111

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
大友 宏一	30.96
北島 義彦	13.81
片山 晃	11.40
小池 太郎	7.30
篠原 奈美子	6.86

(注) 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合については、普通株式数とA種優先株式数を合計して算出した割合としております。

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

2. 本株式交換の目的

当社は、2001年の創業時をGTS1.0と定めバイオ新薬事業を立ち上げ、平成24年の東京証券取引所マザーズ市場への上場時をGTS2.0とし、平成19年より推進してきたバイオシミラー事業を本格稼働させ、事業基盤を築いてまいりました。そして、今年度よりGTS3.0として「バイオで価値を創造するエンジニアリングカンパニー」を目標に掲げ、これまでの事業活動で得てきたノウハウ・技術を最大限活用し、従来より手掛けてきた希少疾患、難病に加えて、小児疾患を重点的なターゲットと定め、これらの疾患に悩む患者様、そのご家族や介護者の方を含めた包括的なケアを目指して、新薬のみならず新たな医療の開発・提供に取り組んでおります。難病といわれる疾患は、現在の医療技術・医薬品等では効果が無い、あるいは効果が薄く根治が困難なため、既存技術とは異なるまったく新しい治療法の創出が求められております。このうち、組織への分化、再生能力や免疫調節機能を持つ幹細胞を用いて、心筋、神経、骨、皮膚などの重要な組織の修復・再生を図る再生医療は、様々な細胞に分化する幹細胞の特性故に多様な治療方法に応用することが可能なため、難病等の最も有効な治療法として注目されており、当社においても将来の重要な成長事業と位置付け、研究開発を鋭意推進しております。しかしながら、幹細胞は後述のとおり安定的に確保・保管することが困難であり、治療方法への応用を行う前に幹細胞の確保及び製造技術を確立することが課題とされてきました。

一方、セルテクノロジーは、歯の内部に存在する歯髄と呼ばれる細胞を用いた幹細胞の製造技術を確立し、この歯髄幹細胞を利用した新しい医療技術や再生医療等製品の開発及び開発支援を目的として平成20年に設立されました。現在では、全国約2,200施設の歯科クリニックと連携し、国内初となる歯髄幹細胞保管事業を運営する一方で、大手製薬企業や大学等の研究機関と連携し、歯髄幹細胞を用いた再生医療の実用化に取り組んでおります。

このような状況の下、GTS3.0実現のため、重要な成長事業である再生医療(細胞治療)において様々な戦略を検討していた当社と、歯髄幹細胞を活用し新たな事業展開を検討していたセルテクノロジーの方向性が一致し、これまで両社間で協業について検討を重ねてきた結果、当社がセルテクノロジーを完全子会社とすることで、双方の再生医療事業において非常に大きなシナジーを得られるとの結論に至りました。具体的には以下のとおりであります。

再生医療の実用化には、幹細胞のリソースを如何にして安定的に確保できるかが事業展開の成功における重要な要件となっております。しかしながら、現在の再生医療における幹細胞は骨髓、脂肪及び臍帯血から採取するのが一般的であり、このうち骨髓及び脂肪は採取時のドナーの身体への侵襲性が高く、臍帯血は採取できるタイミング

が出産期に限られるなど、その入手困難性が大きなハードルとなっておりました。これに対し、セルテクノロジーが採取・保管している歯髄幹細胞は脱落乳歯等から容易に採取可能であるため、採取タイミングも多く、かつドナーの身体への負担が少ないなど確保しやすい特徴があります。また、歯髄由来の幹細胞は、他の幹細胞と異なり骨、軟骨及び神経細胞に分化し易い特徴を有しているため、従来の幹細胞では治療が難しかった疾患の治療が期待されます。さらに当社は平成28年以降、株式会社日本再生医療（以下、「JRM」といいます。）と取り組んできた心臓内幹細胞を用いた心疾患を対象とする再生医療において、成人由来の心臓内幹細胞では有効性が検証されていないものの、JRMが取り組んでいる小児由来の心臓内幹細胞では有効性を示していることの経験から、乳歯から採取する若年由来の歯髄幹細胞も、修復・再生能力が高いと認識しており、当社の再生医療事業において最適な幹細胞であると考えております。

また、セルテクノロジーは提携歯科から乳歯等の提供を受け、歯髄幹細胞を安定的に採取・保管・提供するプラットフォームを既に確立しており、その事業は既に一定の売上成果を挙げております。高品質な幹細胞を他社の研究開発用に提供できることは、患者様ご本人の治療のため自らの細胞を利用する自家細胞治療のみならず、他人へも応用できる他家細胞治療も可能であることを意味し、歯髄幹細胞の多様な用途と相まって、非常に汎用性が高いといえます。このような細胞治療プラットフォームは国内初であり、今後も実績の積み上げに従って社会での評価も得られてくるものと考えております。今後、医薬品業界において大手製薬企業は難病に対する治療方法開発へとシフトしてくるものと考えられており、これらの疾患は上述のとおり再生医療が大きな鍵となるため、幹細胞を研究開発に必要な企業が増加し歯髄幹細胞の認知が進むことにより、価値が高まり、ビジネスの拡大へと繋がっていくものと考えております。事実として、セルテクノロジーは歯髄幹細胞のポテンシャルに着目した大手製薬企業等と提携し、歯髄幹細胞の提供を通して再生医療等製品の実用化を進めるなど、着実に拡大に向けて動きだしております。

当社は、以上の背景から歯髄幹細胞そのものとセルテクノロジーの歯髄幹細胞保管事業を高く評価しており、これらに当社が平成13年の創業来培ってきたバイオ新薬の研究開発及び平成19年来蓄積してきたバイオシミラー研究開発及び製造技術開発に関する技術・ノウハウ、並びに、この数年、手掛けてきたJRMを含めた細胞治療への取り組みで獲得してきた技術・ノウハウを掛け合わせることで、再生医療事業において新たな進展が望めるものと考えております。また、セルテクノロジーの歯髄幹細胞を活用した事業をより広くかつ早期に展開するために、当社がこれまでに築き上げてきた国内外の様々な企業・大学・公的研究機関等との幅広いネットワークが大きく寄与できるものと考えております。多様な難病に対する再生医療等製品の研究開発を行うためには、歯髄幹細胞をそれぞれの対象疾患に適した形に加工する技術が肝要となり、当社の製造技術開発力を活かすことでその幅が広がり、結果として大学等の研究機関や製薬企業等との新たな共同開発を促進させ、再生医療分野における事業展開の幅が広がることに繋がります。また、近年においては政府から再生医療の実用化を促進するための施策等が多く示されており、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく円滑かつ迅速な臨床研究や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく条件・期限付き早期承認制度等により、企業が研究開発しやすい環境が整えられつつあることも将来に向けて追い風となっています。これらの結果、当社は、即効性かつ潜在的な成長性を高く有する歯髄幹細胞保管事業を確保することで足元の収益基盤をさらに盤石にしつつ、セルテクノロジーと協働の下、細胞治療プラットフォームを活用して、自社での細胞治療法開発のみならず、国内外の多様なパートナーと提携し、新たな製品及び治療法の開発を加速化させ、より高いレベルのソリューションを早期かつ安定的に提供できるとの結論に至りました。また、この細胞治療プラットフォームは、様々な事業へ展開できる可能性を秘めていることから、限定された目的に基づく業務提携ではなく、将来的な知的財産権を確保しつつ包括的な経営戦略を行えるようにすることが双方にとって最善と判断したため、セルテクノロジーを完全子会社とすることといたしました。

当社のビジョンでもある「希少疾患や難病に苦しむ患者様だけでなく、その家族までを含めた包括的なケア」を実現するための鍵である再生医療事業の進展は重要性が高く、本株式交換はその大きな一歩となるものであります。細胞治療プラットフォームを所有することで、上述のとおり研究開発の幅が広がるため、より多くの疾患に対して新しい医療を提供できるものと考えております。その多様な可能性にひとつひとつ技術で応えていくことは、より多くの患者様方々へのケアとなり、最終的に当社のビジョンにも確実に繋がっていくものと考えております。平成24年11月の東京証券取引所マザーズ市場に上場以来、当社の基幹事業として研究開発を推進してきたバイオシミラーの複数品目の上市が、2020年代以降に目途が立った現在、「バイオで価値を創造するエンジニアリングカンパニー」としての成長を着実なものにするため、セルテクノロジーと協働の下、より大きなシナジーを創出していくよう事業を推進してまいります。

3. 本株式交換の方法及び本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、セルテクノロジーを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	セルテクノロジー (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	普通株式 1.30 A種優先株式 1.48
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：7,250,740株（予定）	

(注1) 株式の割当て比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

当社は、本株式交換により当社がセルテクノロジーの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるセルテクノロジーの株主の皆様に対し、その保有するセルテクノロジーの普通株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1.30株、セルテクノロジーのA種優先株式1株に対して、当社株式1.48株を割当て交付いたします。

なお、セルテクノロジーの定款上、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき160円の残余財産の分配を優先して受ける権利を有していることから、本株式交換においては、当該権利を考慮したうえで、本株式交換比率を決定しております。

本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

本株式交換により交付される当社株式は7,250,740株の予定であり、当社は、本株式交換に際し、新たに普通株式の発行を行う予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主様が新たに生じることが見込まれます。当社の単元未満株式を保有することとなる株主様においては、当社株式に関する単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）をご利用いただくことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるセルテクノロジーの株主の皆様に対しては、当社は、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(3) 本株式交換に係る新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

セルテクノロジーが発行している全ての新株予約権については、セルテクノロジーがその全てを新株予約権者から無償で取得し、基準時までには消却する予定です。

なお、セルテクノロジーは、新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) 当社とセルテクノロジー株主との間で締結した契約の内容

本株式交換に際して、当社はセルテクノロジーの各株主との間で、本株式交換によって各株主が割当てを受ける当社株式の取扱いについて、要旨、本株式交換の効力発生日から6ヶ月間は割当てを受けた当社株式を譲渡しないこと、6ヶ月後から1年後までの期間は割当てを受けた当社株式の50%を超える株式を譲渡しないこと、上記は譲渡価格が本株式交換の効力発生日における当社株式の終値の150%以上である場合は適用しないこと、についての確約書を締結する予定です。

(5) その他の本株式交換契約の内容

当社が、セルテクノロジーとの間で平成31年1月17日に締結した本株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社ジーンテクノサイエンス（以下「甲」という。）と株式会社セルテクノロジー（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約を締結する。

（株式交換）

- 第1条 甲および乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲が乙の発行済株式の全部を取得する。
- 2 甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。
- (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社ジーンテクノサイエンス
本店：札幌市中央区北二条西九丁目1番地
- (2) 株式交換完全子会社
商号：株式会社セルテクノロジー
本店：東京都中央区銀座一丁目24番3号4階

（本株式交換に際して交付する株式の数およびその割当てに関する事項）

- 第2条 甲は、本株式交換に際し、第6条に定める本株式交換の効力が生ずる直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主が保有する乙の普通株式の合計数に1.30を乗じて得た数およびA種優先株式の合計数に1.48を乗じて得た数の合計数の甲の普通株式を交付する。
- 2 前項の対価の割当てについては、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主が保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式1.30株の割合、A種優先株式1株につき甲の普通株式1.48株の割合をもって、新株発行の方法により割当交付する。
- 3 甲が前項に従って乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理する。

（甲の資本金および準備金の額）

- 第3条 本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。
1. 資本金の額 0円
2. 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従って甲が別途定める額
3. 利益準備金の額 0円

（乙の発行する新株予約権の取扱い）

- 第4条 乙は、第6条の本株式交換が効力を生ずる日の前日までに、乙の発行している新株予約権の全部を無償で取得の上、これを消却する。

（本契約の承認）

- 第5条 甲は、会社法第795条第1項の規定に基づき、2019年3月12日開催予定の株主総会において本契約の承認を求めるものとする。
- 2 乙は、会社法第783条第1項の規定に基づき、2019年3月12日開催予定の株主総会において本契約の承認を求めるものとする。
- 3 前二項の株主総会の日は、株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

（効力発生日）

- 第6条 本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は2019年4月1日とする。ただし、本株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

（善管注意義務）

- 第7条 甲および乙は、本契約締結後から本効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって財産の管理および営業の執行を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議し合意のうえ、これを行うものとする。

(定款変更)

第8条 乙は、第5条第2項の乙の株主総会において、本効力発生日の前日までに本契約が効力を失っていないことおよび本株式交換が中止されていないことを条件として、乙の定時株主総会の基準日に関する定款規定(本契約締結日における乙の定款第12条)を、本効力発生日の前日付で削除する旨の定款変更に関する決議を求めるものとする。

(剰余金の配当)

第9条 甲および乙は、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

(条件の変更および契約の解除)

第10条 本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲および乙の財産、経営状態に重要な変動を生じたとき、または、隠れたる重大な瑕疵が発見されたときは、甲および乙が協議のうえ、本契約における条件を変更し、または、本契約を解除できる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、本契約について、甲または乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、第4条に基づき乙がその発行する新株予約権を取得して消却しなかった場合
- (3) 本効力発生日の前日までに、第8条の定款変更について、乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合
- (4) 前条に従い本契約が解除された場合

(管轄裁判所)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

- 2 本契約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約書に規定するものの外、本件株式交換に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲および乙が協議のうえ、これを定める。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年1月17日

札幌市中央区北二条西九丁目1番地
(甲)株式会社ジーンテクノサイエンス
代表取締役 谷 匡治

東京都中央区銀座一丁目24番3号4階
(乙)株式会社セルテクノロジー
代表取締役 大友 宏一

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、当社及びセルテクノロジーから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。)を株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。

当社は、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから受領した株式交換比率算定書、当社及びセルテクノロジーと重要な利害関係を有しない法務アドバイザーである阿部・井窪・片山法律事務所からの助言並びにセルテクノロジーに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を勘案し、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は、下記(2)「算定の概要」に記載のとおり、山田コンサルから受領した株式交換比率の算定結果の範囲内であり、当社の株主の皆様のご利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、平成31年1月17日に開催された両社の取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結しました。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称及び当事会社との関係

山田コンサルは、当社及びセルテクノロジーから独立した第三者機関であり、当社及びセルテクノロジーの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

算定の概要

上記4.(1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、山田コンサルを第三者算定機関として選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

山田コンサルは、当社については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定をいたしました。

セルテクノロジーについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	セルテクノロジー	
市場株価法	DCF法	普通株式 0.931~1.560
		A種優先株式 1.109~1.765
DCF法	DCF法	普通株式 0.784~1.612
		A種優先株式 0.933~1.823

市場株価法では、平成31年1月16日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場における算定基準日の終値、平成30年12月17日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成30年10月17日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成30年7月17日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて評価を行いました。

DCF法では、当社については、当社の平成31年3月期から平成40年3月期までの事業計画、近年までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、平成31年3月期第3四半期以降に当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行い、セルテクノロジーについては、セルテクノロジーの平成31年5月期から平成40年5月期までの事業計画、近年までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したセルテクノロジーの財務予測に基づき、平成31年5月期第2四半期以降にセルテクノロジーが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行いました。それらの結果を基に、当社株式を市場株価法、セルテクノロジー株式をDCF法で評価した場合の株式交換比率のレンジを、普通株式においては0.931~1.560、A種優先株式においては1.109~1.765と算定しており、また、当社株式及びセルテクノロジー株式をDCF法で評価した場合の株式交換比率のレンジを、普通株式においては0.784~1.612、A種優先株式においては0.933~1.823と算定しております。

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、当社及びセルテクノロジーから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びセルテクノロジーとその関係会

社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼を行っておりません。山田コンサルの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びセルテクノロジー（利益計画その他の情報を含みます。）については、本株式交換の実施を前提としておらず、当社及びセルテクノロジーより作成時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした当社及びセルテクノロジーから提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。当社においては、具体的には、従来から公表しているとおり2020年代半ば以降に現在開発を行っているバイオシミラー複数品目の上市を目標としており、係る品目の原薬又は製剤販売が追加されることにより営業利益の増加を見込んでおります。セルテクノロジーにおいては、現在、歯髄幹細胞の臨床用マスターセルバンクの確立を株式会社ニコンとの提携により進めております。平成34年5月期以降、他家歯髄幹細胞を原料とする再生医療等製品などの開発に向けた取り組みが加速することにより、営業利益の増加を見込んでおります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換に伴い、当社が上場廃止となる見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、当社及びセルテクノロジーから独立した山田コンサルを第三者算定機関として選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、平成31年1月16日付で本株式交換に関する算定書を取得いたしました。その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記3.(2)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。なお、当社は、第三者算定機関から、本株式交換における本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、阿部・井窪・片山法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続、意思決定の方法及び過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、阿部・井窪・片山法律事務所は、当社及びセルテクノロジーから独立しており、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、当社とセルテクノロジーとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ジーンテクノサイエンス
本店の所在地	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
代表者の氏名	代表取締役社長 谷 匡治
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	バイオ医薬品等の研究開発

以上